

# 横浜市における平成期の民営墓地の立地と空間構成

近藤 碧\*・小田匡保\*\*

## Location and Spatial Constitution of Private Cemeteries in Yokohama City since 1989

KONDO Midori and ODA Masayasu

地理学においては、都市やその周辺部のいわゆる公園墓地の研究はほとんど未着手である。本稿は、墓地台帳を主な資料として、横浜市における平成期の民営墓地の立地や空間構成などについて考察する。明らかになったことを列挙すると、以下のとおりである。

1. 2000年代には、宗教法人墓地の増加が個人墓地の減少を上回り、全体として墓地数が微増している。
2. 2000～2003年は新設墓地数が多い。これは、要件の緩和や経営許可申請手続きの変更が関係していると考えられる。
3. 小規模な墓地が、ある程度コンスタントに新設されている一方で、スケールの大きな墓地は、10,000m<sup>2</sup>未満でより大規模なものの割合が増えている。
4. 新設墓地は内陸中央部への立地が多く、海岸部に少ない傾向がある。
5. 旧市域は小規模な墓地の新設が多いが、新市域では中規模、大規模な墓地の立地が多い。
6. 墓地と経営主体との位置関係では、宗教法人が隣接地に墓地を新設する例が多いが、新市域区では、市内の離れた場所(別の区)にある宗教法人が墓地を開発する割合が相対的に高い。
7. 墓地開発以前の土地利用は、樹林地、次いで田・畑であったケースが大部分であるが、旧市域では宅地の跡地が墓地に利用される場合も少なくない。
8. 墓地内部の空間構成については、緑地率30%以上という条例等の基準が、緑地の割合維持に貢献している。
9. 条例等の規定により、駐車場・管理事務所・便所・通路等を含む「その他」の面積の割合が増加し、その影響で逆に墳墓面積の割合が低下している。

本稿全体として、新設墓地の立地や空間構成には、条例等の法的規制が強く影響していることが指摘できる。

キーワード：民営墓地、分布、立地、墓地台帳、条例、横浜市

Keywords: private cemetery, distribution, location, cemetery register, local regulation, Yokohama City

## I. はじめに

### 1. 研究目的

地理学における墓地の研究は、少ないながらも、これまでいくつか行われてきている。伝統的な日本の村落における墓地については、たとえば八木<sup>1)</sup>や稲田<sup>2)</sup>、大平<sup>3)</sup>の研究などがある。一方、都市やその周辺部に近年立地する、「霊園」と称される公園墓地の研究はほとんど未着手と言ってよい状況であ

---

\*元 駒澤大学文学部地理学科学生 \*\*駒澤大学文学部地理学教室

る。わずかに、木庭・濱上が現代の大阪市域全体の墓地分布を分析したり<sup>4)</sup>、本土とは異なる沖縄県の墓について、田中<sup>5)</sup>や岡本<sup>6)</sup>が、最近の変化を検討している程度である。ただし、建築学や造園学の分野では、都市部の墓地の研究もいくつか見られる<sup>7)</sup>。

本稿では、横浜市域に平成期に新設された民営墓地を対象に、近年の墓地の立地やその空間構成について考察する。横浜市の墓地については、行政の立場から、小沢ほか<sup>8)</sup>が市営墓地の課題を検討し、私市が横浜市の墓地に関する条例(特に最近の改正条例)の解説を行っている<sup>8)</sup>。法学者の森<sup>9)</sup>も、横浜市の墓地に関する法令について、明治期の神奈川県<sup>10)</sup>の時代から述べている。また、資料とも言えるが、『横浜市墓地問題研究会報告書』<sup>10)</sup>が、1989年と2010年の二回にわたって出されており(以下、「1989年報告書」と「2010年報告書」と呼ぶ)、2002年には『横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(仮称)検討委員会報告書』(以下、「2002年条例検討委員会報告書」)<sup>11)</sup>も作られている。当時の墓地の状況を知らうえで参考にすることができる。

## 2. 対象地域

図1に、対象地域である横浜市の18の行政区を示した。横浜市は、1939年の第6次市域拡張により、現在の内陸部の市域が完成する(埋め立てによる海岸部の拡張を除く)。行政区の数は、政令指定都市になった1956年には10区であったが、徐々に増加し、1994年の青葉区と都筑区の新設によって、現行の18区となっている。本稿では、1927年の第3次市域拡張時までの市域(おおむね、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区の約半分、保土ヶ谷区の大部分、旭区の一部、磯子区、港北区の約半分)を「旧市域」と呼び、それ以降の編入部分(おおむね、港南区の約半分、保土ヶ谷区の一部、旭区の大部分、金沢区、港北区の約半分、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)を「新市域」とする(埋め立てによる拡大部分は「新市域」とする)。

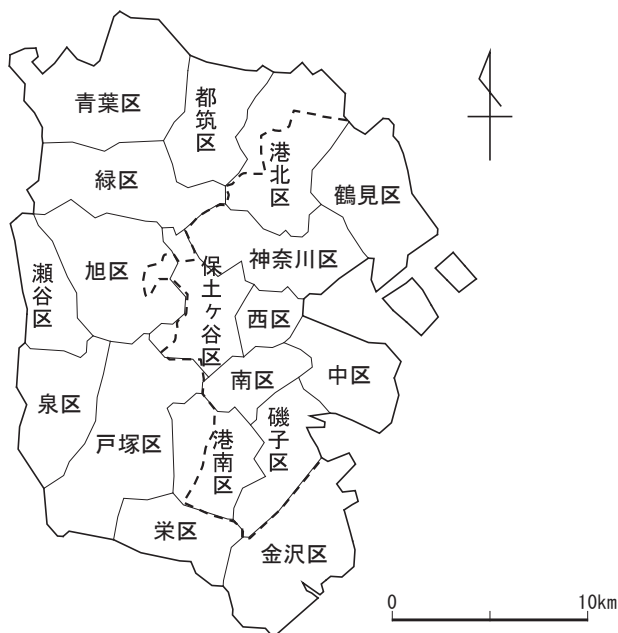


図1 横浜市の行政区

注：破線は旧市域と新市域の境界(埋立地部分を除く)

### 3. 資料と対象墓地

研究の資料として、公刊されている厚生労働省の『衛生行政報告例』（1999年度以前は『衛生行政業務報告』）や『横浜市統計書』などとともに、横浜市役所の墓地台帳を主に利用する。墓地台帳は、横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課ならびに環境施設課の方々のご協力のもと、2012年7月24日に第一面の開示請求の手続きを行った。市役所での聞き取りによれば、横浜市が墓地台帳の管理を始めたのは、政令指定都市になった1956年からであり、それ以前は神奈川県が墓地台帳を管理していたということである<sup>12)</sup>。そこで、開示請求は、1956年から2012年7月24日までに許可申請された墓地について行った。

開示された墓地台帳の第一面は合計226枚あり、市営墓地増設の書類を除くと223枚であった。台帳に登載されている墓地には、1956年以降新設し、経営許可を受けて登載されたものと、1956年以前から墓地自体はあるが、増設により許可が必要となったものがある。墓地台帳の様式や記載事項は、年代によって違いがあり、墓地台帳の管理開始直後に登載された墓地には、新設か変更かの情報が記されていないものがある。一方、平成以降に登載された墓地台帳には、経営者の住所・氏名、地番、地積、許可年月日・番号、墓地名称、墓地区画数、用途別内訳面積などが記載されており、詳細な分析が可能である。以上のことから、1989年（平成元）から2012年（平成24）6月までに新設し経営許可を得た墓地108カ所を研究対象とすることとした。この中には、上述のように横浜市営墓地は含めておらず、金沢区にある財団法人の墓地1を除いて、あとはすべて宗教法人経営の墓地である。宗教法人の墓地は、使用者を檀信徒に限る寺院境内型の墓地と、使用者の宗教・宗派を問わない公園型の墓地とに大別されるが<sup>13)</sup>、本稿では、財団法人と宗教法人経営の墓地すべてを「民営墓地」として扱う。

### 4. 横浜市の墓地に関する法令

本稿では、以下、条例等の法的規制にしばしば言及する。横浜市において、戦後、どのような法令のもとに墓地が指導監督されていたのかを概観しておく。

まず国の法令としては、1948年に公布・施行された「墓地、埋葬等に関する法律」と「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」がある。また、法令ではないが、後述の墓地行政の自治事務化に伴い、「墓地経営・管理の指針等について」<sup>14)</sup>という厚生省の通知が2000年12月に出ている。次に、横浜市独自のものとしては、横浜市が政令指定都市となった1956年に横浜市の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」（横浜市規則第84号。以下、「1956年細則」）が公布・施行され、国の法令と並行して用いられた<sup>15)</sup>。1956年細則は三度の改正を経て2003年3月まで使用され、2003年4月、次の「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則」の施行により廃止となった（同規則附則）。また1978年4月には、「横浜市墓地経営許可指導基準」（以下、「1978年基準」）が制定され、1956年細則と並行して用いられた<sup>16)</sup>。この基準は、1995年に「横浜市行政手続条例」が公布・施行され、許認可の審査基準の制定や公開が義務づけられた（第5条）際に、文言を若干改正して「審査基準」（以下、「1995年基準」）<sup>17)</sup>と改められた（市役所での聞き取りによる）。2002年12月には「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」（横浜市条例第57号。以下、「旧条例」）が、2003年3月には「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則」（横浜市規則第21号。以下、「旧規則」）が公布され、ともに2003年4月から施行された<sup>18)</sup>。また、1995年基準に替わる「墓地等の経営の許可等に係る審査基準」（以下、「2003年基準」）と「墓地経営許可等における事前審査要綱」（以下、「2003年要綱」）が作成されたと思われる。旧条例は2011年2月に全部改正され、改めて「横浜市墓地等の経営許可に関する条例」（横浜市条例第5号。以下、「新条例」）が2011年9月から施行されている。それに伴い、旧規則、2003年基準、2003年要綱も2011年8月

に改正された（以下、「新規則」、「2011年基準」、「2011年要綱」と呼ぶ）。新規則（横浜市規則第76号）は、新条例と同じく2011年9月施行で、2011年要綱は、タイトルを「墓地経営許可等における事前協議要綱」と一部改めている<sup>19)</sup>。

## Ⅱ. 墓地数の推移

### 1. 総墓地数の推移

最初に、横浜市の総墓地数の推移について検討する。表1は、『衛生行政業務報告』『衛生行政報告例』に基づき、横浜市における1985年以降の墓地数の推移を示したものである。1990年までは約2,700カ所で横ばいであったものが、いったん減少した後、1993年、1994年の2年で75カ所も急増し、1997年度に100カ所近く急減して、2000年度からまた増え、2000年代には微増傾向という複雑な変化を示し

表1 経営主体別総墓地数の推移

年(年度)	経営主体					合計
	地方公共団体	民法法人	宗教法人	個人	その他	
1985						2,712
1986						2,714
1987						2,712
1988						2,714
1989						2,713
1990						2,713
1991						2,685
1992						2,677
1993						2,712
1994						2,752
1995						2,749
1996						2,744
1997	4	3	543	2,021	78	2,649
1998	4	3	546	2,016	78	2,647
1999	4	3	555	2,006	78	2,646
2000	4	3	567	2,004	78	2,656
2001	4	4	581	1,998	78	2,665
2002	4	4	586	1,995	78	2,667
2003	4	4	598	1,987	78	2,671
2004	5	4	601	1,984	78	2,672
2005	5	4	601	1,982	78	2,670
2006	5	4	604	1,977	76	2,666
2007	5	4	607	1,974	76	2,666
2008	5	4	612	1,973	76	2,670
2009	5	4	617	1,972	76	2,674
2010	5	4	618	1,968	76	2,671
2011	5	4	623	1,967	76	2,675

注1：1996年以前は年末、1997年以降は年度末のデータである。

注2：1996年以前は、経営主体別データが資料に掲載されていない。

資料：『衛生行政業務報告』、『衛生行政報告例』

ている。2011年度末の数字は2,675カ所である。墓地数の急減には、大規模な開発による個人墓地の廃止や、実態のない個人墓地の台帳上での整理があったことも考えられるが、墓地数の急増は、後述する当該時期の新設の困難さを考慮すれば、実際はまずありえない。墓地以外のものが集計に含まれている可能性もある。理由はよくわからないが、1990年代の急増・急減は、現実を反映しているとは考えにくい。

経営主体別データは、1997年度以降、資料の『衛生行政業務報告』『衛生行政報告例』に掲載されている。1997年度は約76%が個人墓地、約20%が宗教法人の墓地であった。その後、宗教法人の墓地が増加し、逆に個人墓地は減少して、2011年度には前者が約74%、後者が約23%となっている<sup>20)</sup>。個人墓地の新設は、1978年基準・1995年基準や旧条例・新条例では認められていないので<sup>21)</sup>、増加は法的にありえない。他の経営主体の墓地数は変化がほとんどなく、宗教法人墓地の増加が個人墓地の減少を上回っているため、全体として墓地数が微増している。なお、2004年度の地方公共団体の墓地増加は、横浜市戸塚区にある横浜市営墓地「メモリアルグリーン」の許可によるものである（ただし、開設は2006年である）。

## 2. 新設墓地数の推移

次に、墓地台帳によって判明する新設墓地数の年別推移（1990～2011年）を図2に示す<sup>22)</sup>。1998年までは墓地の新設は少なく、ゼロの年もあるが、2000～2003年は新設墓地数が多い。2004年以降も、数は少ないながらもコンスタントに墓地の新設が見られる。

2000年から2003年にかけての急増について、市役所担当課職員の方の見解では、周辺住民の同意を得る手続きの変更が関係しているのではないかと。1956年細則や1978年基準では、墓地と学校、公園、人家との距離が110m以上あることが求められていた。もっとも、1978年基準や1995年基準では、110m以上離れていない場合には、墓地から110m以内にある人家等から墓地造成の同意を得ることという但し書きがあり、その範囲内に住む住民の同意書があれば、墓地建設は可能であった。しかし、逆に言うと、同意書がなければ、墓地経営の許可申請をしても認可はおりず、人家等の近くに墓地の新設はできなかった。そのため、1人の反対によって設置のできなかった墓地が多くあったということである。

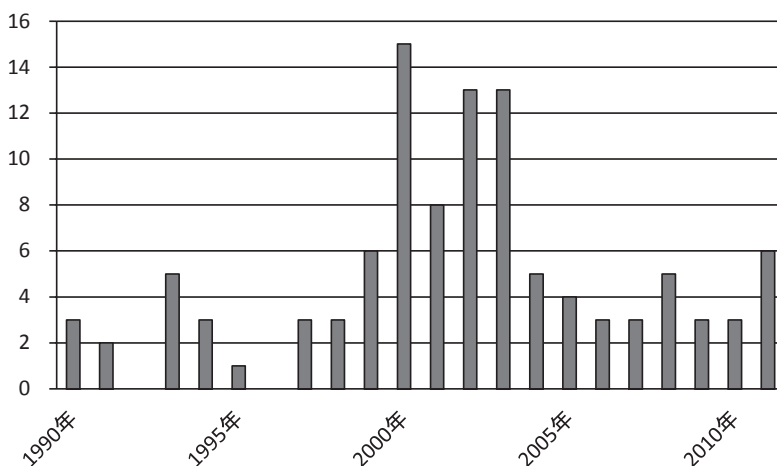


図2 新設墓地数の推移

ある<sup>23)</sup>。しかし、1990年代後半より、同意書が周辺住民全員から完全に得られなくても、市では許可申請を認めるようになったという<sup>24)</sup>。2002年公布・2003年施行の旧条例では、「同意」にかわって、「計画の公開」（標識の設置や周辺住民への説明、第3章）や、紛争が生じた場合の「周辺住民との協議」（第4章）、市長の「あっせん」（第5章）などが規定され、現在の新条例にもおおむね引き継がれている。以上のような要件の緩和や許可申請手続きの変更により、墓地設置のハードルが低くなったと考えられ、2000年から2003年の間は新設数が多いのではないかとのことである。

もう1つの理由は、経済動向の変化だという。バブル経済の崩壊後、土地の資産価値が減少したため、土地を手放すことを望む人が増えた。しかし、市街化調整区域では建造物を建てることに制限があり、転用がむずかしい。平地でない斜面も同様である。そのような場所に、転用がしやすい墓地が設けられたという。2010年報告書も、「都市計画法において、市街化調整区域には原則として建築物の建築が禁止されているが、墓地についてはその立地が制限されていない。加えて市街化調整区域は地価が比較的安価であるため、民間墓地事業者が事業型墓地の計画地として選定することが多い」と述べている<sup>25)</sup>。ただし、このような状況は2000～2003年に限ったことではないので、この時期の急増の主要因とは言いがたいであろう<sup>26)</sup>。

### 3. 面積別新設墓地数の推移

図3は、墓地台帳記載の各墓地面積に基づいて、108カ所の全新設墓地を面積順に並べたものである。2,000m<sup>2</sup>、5,000m<sup>2</sup>、10,000m<sup>2</sup>のあたりでグラフの傾斜の変換点が認められる。大半の墓地が10,000m<sup>2</sup>未満に収まっているのは、市街化調整区域に10,000m<sup>2</sup>以上の墓地を設置する場合に、35%以上または40%以上（既存緑地50%以上の場合）の緑地を設けるという規定が旧条例や新条例にあり、墓地面積

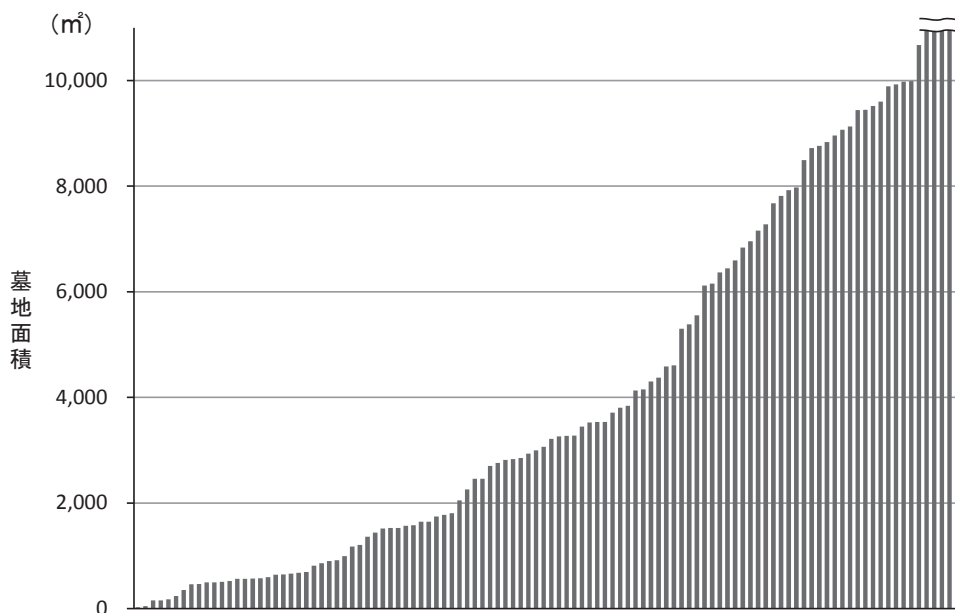


図3 面積順の各墓地面積

注：面積最上位の5墓地については、11,000m<sup>2</sup>以上の部分を省略している。



表2 面積階級別新設墓地数とその推移

墓地面積	1989～1999年		2000～2003年		2004年～2012年6月		合計	
	墓地数	(%)	墓地数	(%)	墓地数	(%)	墓地数	(%)
～2,000m <sup>2</sup>	12	(46)	17	(35)	13	(39)	42	(39)
2,000～5,000m <sup>2</sup>	8	(31)	14	(29)	7	(21)	29	(27)
5,000～10,000m <sup>2</sup>	5	(19)	14	(29)	12	(36)	31	(29)
10,000m <sup>2</sup> ～	1	(4)	4	(8)	1	(3)	6	(6)
合計	26	(100)	49	(100)	33	(100)	108	(100)

10,000m<sup>2</sup>未満の場合の緑地率30%以上（ただし、新条例では既存緑地50%以上の時、緑地率35%以上となる）と比べて、墳墓に充てられる面積の割合が低くなるのを避けるためと思われる。実際のところ、9,500～10,000m<sup>2</sup>の墓地6カ所のうち5カ所が旧条例施行後に許可を受けており、残る1カ所も施行の直前（公布の後）であった（この他、10,000m<sup>2</sup>以上の墓園は都市計画における第2種特定工作物に相当し、その建設は開発行為と見なされ、規制対象になることも関係しているかもしれないが、この規定は1974年の改正都市計画法から存在する）。旧条例・新条例には、面積3,000m<sup>2</sup>以上の墓地では、駐車場の出入口が幅員4.5m以上の道路に接していることという規定もあるが、3,000m<sup>2</sup>のあたりには傾斜の変換点がなく、墓地面積の決定にはあまり影響を及ぼしていないようである。

次に、表2は、2000～2003年の急増期とその前後の3つの時期に分けて、面積階級別の新設墓地数の推移を示したものである。表から明らかなのは、5,000～10,000m<sup>2</sup>の大規模墓地の割合が約2割から4割近くに増加していることであり、逆に、2,000～5,000m<sup>2</sup>の中規模墓地の割合は約3割から2割に減少している。2,000m<sup>2</sup>未満の小さい墓地は約4割程度を維持している。小規模な墓地が、ある程度コンスタントに新設されている一方で、それよりスケールの大きな墓地は、10,000m<sup>2</sup>未満でより大規模なものの割合が増えていると言える。

### Ⅲ. 墓地の分布

#### 1. 墓地・火葬場等の分布

『横浜市統計書』には、環境衛生対象施設数のひとつとして、「墓地・火葬場等」の行政区別の数が掲載されている。2011年末現在の総数2,860カ所は、『衛生行政報告例』の2011年度末墓地数2,675カ所に、火葬場5カ所、納骨堂55カ所を合わせた2,735カ所に近い（市役所での聞き取りによれば、『衛生行政報告例』は台帳に登載されている墓地の数だが、『横浜市統計書』の環境衛生対象施設数には、台帳がない墓地（多くは個人墓地）も含まれており、それが数字の差になっているということである）。「墓地・火葬場等」のほとんどが墓地と推定されることから、「墓地・火葬場等」の分布は、墓地の分布と同じ傾向を示すと考えられる。

表3と図4は、行政区別の墓地・火葬場等の数と特化係数を示したものである。これによると、市域南西部の栄区・戸塚区・泉区・瀬谷区の特化係数が2以上と高く、次いで、市中心部に近い西区と南区の値が高い。市全体の墓地の約4分の3が個人墓地であることに鑑みれば、前者はおそらく個人墓地の多さに由来するものであろう。後者に関しては、両区の人口密度の高さ<sup>27)</sup>が関係していると考えられる。一方、海に面した磯子区・金沢区・中区・鶴見区・神奈川区の値は低い。（新設墓地のない）埋立地

表3 行政区別墓地・火葬場等の数

行政区	墓地・火葬場等(2011年末)	区面積(km <sup>2</sup> )	特化係数
鶴見区	46	32.38	0.22
神奈川区	59	23.59	0.38
西区	84	6.98	1.83
中区	28	20.62	0.21
南区	123	12.63	1.48
港南区	133	19.86	1.02
保土ヶ谷区	105	21.81	0.73
旭区	283	32.78	1.31
磯子区	23	19.02	0.18
金沢区	39	30.68	0.19
港北区	66	31.37	0.32
緑区	95	25.42	0.57
青葉区	198	35.06	0.86
都筑区	50	27.88	0.27
戸塚区	587	35.70	2.50
栄区	344	18.55	2.82
泉区	353	23.56	2.28
瀬谷区	244	17.11	2.17
合計	2,860	434.98	

注：特化係数＝(各区の墓地・火葬場等の数／各区面積)／(墓地・火葬場等総数／区総面積)

資料：『第91回横浜市統計書』

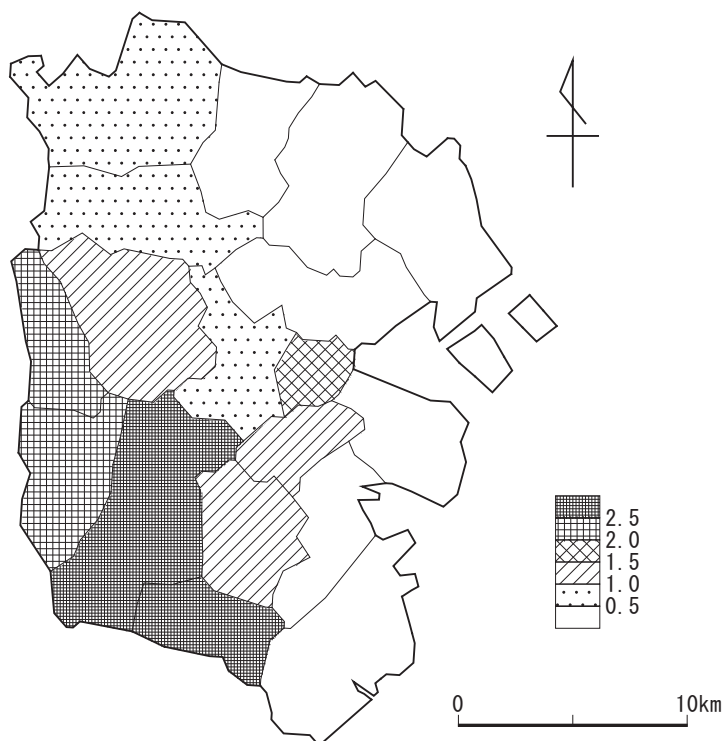


図4 行政区別墓地・火葬場等の特化係数



の拡大が、特化係数の低下に拍車をかけていると言える。

## 2. 新設墓地の分布

墓地台帳による行政区別の新設墓地数とその特化係数は表4、図5のとおりである。特化係数は旭区・緑区・西区の値が高いが、2には達しない。逆に、海岸部の区の特化係数は低く、中区はゼロで、磯子区・鶴見区・金沢区も0.5未満である。また、内陸西端の瀬谷区も新設墓地数は1にすぎず、特化係数が低い。内陸中央部への立地が多く、海岸部に少ない傾向はあるが、墓地全体ほどの分布の片寄りは見られない。

1927年までの市域である旧市域とそれ以後の新市域に分けて集計すると、旧市域には31カ所、新市域には77カ所の新設墓地がある。特化係数は、旧市域が0.93、新市域が1.03である<sup>28)</sup>。多少、新市域への立地が多いが、差はそれほど大きくない。

次に、設置年代によって分布に違いがあるかをみるため、旧条例施行前(2003年3月以前)と施行後(2003年4月以後)に分けて、新・旧市域別の新設墓地数を集計したのが表5である。旧市域と新市域との比率は3割弱と7割強のままほとんど変化せず、時期が後になると、新市域への立地が増加するという傾向は認められない。

他方、墓地面積による分布の違いをみるため、表2と同じ4つの面積階級別に新・旧市域別の新設墓地数をまとめたのが表6である。2,000m<sup>2</sup>未満の小規模な墓地は新旧両市域に同数が分布しているが、2,000m<sup>2</sup>以上の中規模・大規模な墓地は8～9割が新市域にある。10,000m<sup>2</sup>を超える超大型墓地は、6カ所中5カ所が新市域に位置している。視点をかえて見ると、市域全体では2,000m<sup>2</sup>未満の墓地が約4割、2,000～5,000m<sup>2</sup>、5,000～10,000m<sup>2</sup>の墓地がそれぞれ3割弱であるが、旧市域では約7割の墓地が2,000m<sup>2</sup>

表4 行政区別新設墓地数

行政区	旧市域	新市域	合計	区面積(km <sup>2</sup> )	特化係数
鶴見区	3	0	3	32.38	0.37
神奈川区	8	0	8	23.59	1.37
西区	3	0	3	6.98	1.73
中区	0	0	0	20.62	0.00
南区	4	0	4	12.63	1.28
港南区	4	2	6	19.86	1.22
保土ヶ谷区	4	3	7	21.81	1.29
旭区	0	15	15	32.78	1.84
磯子区	1	0	1	19.02	0.21
金沢区	0	3	3	30.68	0.39
港北区	4	2	6	31.37	0.77
緑区	0	11	11	25.42	1.74
青葉区	0	10	10	35.06	1.15
都筑区	0	7	7	27.88	1.01
戸塚区	0	12	12	35.70	1.35
栄区	0	5	5	18.55	1.09
泉区	0	6	6	23.56	1.03
瀬谷区	0	1	1	17.11	0.24
合計	31	77	108	434.98	

注：特化係数=(各区の新設墓地数/各区面積)/(新設墓地総数/区総面積)

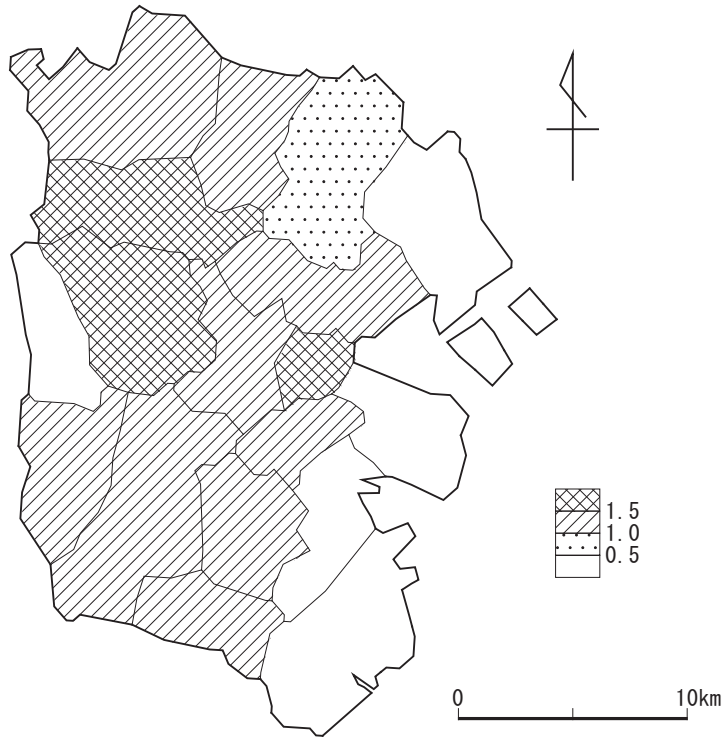


図5 行政区別新設墓地の特化係数

表5 設置年代別・新旧市域別の新設墓地数

	～2003年3月		2003年4月～		合計	
	墓地数	(%)	墓地数	(%)	墓地数	(%)
旧市域	18	(28)	13	(30)	31	(29)
新市域	46	(72)	31	(70)	77	(71)
合計	64	(100)	44	(100)	108	(100)

表6 面積階級別・新旧市域別の新設墓地数

墓地面積	旧市域		新市域		合計	
	墓地数 (%)	(%)	墓地数 (%)	(%)	墓地数 (%)	(%)
～2,000m <sup>2</sup>	21 (68)	(50)	21 (27)	(50)	42 (39)	(100)
2,000～5,000m <sup>2</sup>	5 (16)	(17)	24 (31)	(83)	29 (27)	(100)
5,000～10,000m <sup>2</sup>	4 (13)	(13)	27 (35)	(87)	31 (29)	(100)
10,000m <sup>2</sup> ～	1 (3)	(17)	5 (6)	(83)	6 (6)	(100)
合計	31 (100)	(29)	77 (100)	(71)	108 (100)	(100)

未満の小規模なものである。これに対して、新市域では2,000m<sup>2</sup>未満の墓地は3割に満たず、2,000～5,000m<sup>2</sup>、5,000～10,000m<sup>2</sup>の中規模、大規模な墓地がそれぞれ3割以上ある。墓地面積の平均は、市域全体で約5,349m<sup>2</sup>、旧市域で約2,435m<sup>2</sup>、新市域で約6,522m<sup>2</sup>である。一般的には、郊外の新市域のほうが墓地を設置する土地の余裕があると考えられるから、この差異はうなずけるところである。

以上の事柄をまとめると、新設墓地は内陸中央部に多く海岸部に少ないが、墓地全体ほどの分布の片寄りはない。新設年代による分布の差異は認められない。他方、墓地面積による分布の違いはあり、旧市域は小規模な墓地の新設が多いが、逆に新市域では中規模、大規模な墓地の立地が多い<sup>29)</sup>。

## IV. 墓地の立地

### 1. 設置場所の法的規制

Ⅱ章でも触れたように、墓地の設置場所は、地方自治体の条例などで規制されてきた<sup>30)</sup>。本節では、横浜市における設置場所の法的規制とその変遷についてまとめておく。

1956年細則は、第3条「位置の制限」で、建築基準法の用途地域外であることや、鉄道、国道、県道、市道その他主要道路に沿わないこと、学校、公園、人家との距離が110m以上あること、飲料水に支障がないことを求めた<sup>31)</sup>。この規定は2003年の廃止まで生きているが、「特別の事由がある場合は、この限りでない」という但し書きがあるためか、1978年基準では、用途地域外という条件がない。また、周辺住民の同意を得れば、学校、公園、人家から110m以上離れていなくても墓地造成可能であったことは前述のとおりであり、1995年基準も同様である。2003年施行の旧条例第8条「墓地の設置場所」では、鉄道・主要道路沿線を避けるという条件がなくなり、学校、公園、住宅の敷地からの水平距離が110m以上あることと、高燥で飲料水を汚染するおそれのないことという2つの条件が残った。ここで重要なのは、「当該墓地が専ら焼骨のみを埋蔵するものである場合を除き」という但し書きがついたことである。すなわち、この規定は死体を埋葬する墓地（土葬墓地）に適用されるということであり、火葬がほとんどになった現状では、設置場所に関する規制は事実上なくなったと言える<sup>32)</sup>。2011年施行の新条例第9条「墓地の設置場所」も同様で、土葬の場合の「高燥」「飲料水」云々という文言は、「公衆衛生上支障がない土地」という包括的な表現に改められている。以上のように、墓地を主管する衛生行政の面では、設置場所に関する法的規制は次第に緩和されてきていると言える。

衛生行政の法令以外にも、墓地の新設等には、農地法による農地転用許可など、他の法令に基づく許可や届け出が必要な場合があるが、本稿では省略する。ただし、ひとつだけ紹介しておく、横浜市では、市街化調整区域での開発行為に関して、2013年4月から、「墓園の建設の開発行為に係る運用基準」<sup>33)</sup>が施行されている。これによれば、市街化調整区域で10,000m<sup>2</sup>以上の墓園（第二種特定工作物）を建設する場合、農振法の農用地区域、森林法の保安林、首都圏近郊緑地保全法の近郊緑地特別保全地区、都市緑地法の特別緑地保全地区、「横浜みどりアップ計画」による保全策を行う地域などは、申請区域に含まないことと規定されている。緑地保全行政の面からは、墓地の設置場所に関する法的規制は強化されていると言える<sup>34)</sup>。これは、旧条例や新条例の構造設備基準における緑地規定の強化（後述）とも軌を一にしている。

### 2. 経営主体との位置関係

1978年基準や旧条例・新条例には、経営主体の場所に関する規定がある。1978年基準では、「宗教法人の場合は、市内の法人であること」とされた。1995年基準では、市内の宗教法人は「分院認証可」

表7 新旧市域区別・経営主体所在地別の新設墓地数

経営主体 所在地	旧市域区		新市域区		合計	
	墓地数	(%)	墓地数	(%)	墓地数	(%)
同一町字	26	(68)	40	(57)	66	(61)
同一行政区	3	(8)	3	(4)	6	(6)
横浜市内	7	(18)	23	(33)	30	(28)
神奈川県内	1	(3)	3	(4)	4	(4)
神奈川県外	1	(3)	1	(1)	2	(2)
合計	38	(100)	70	(100)	108	(100)

と付記された。旧条例第6条は、宗教法人・公益法人それぞれ宗教法人法・民法の規定に該当する「事務所を横浜市内に有するもの」とし、2008年の改正で「主たる事務所又は従たる事務所を横浜市内に有するもの」と改められたが、実質的な内容は同じである。新条例第7条もほぼ同様である。

墓地と経営主体との位置関係は、実際はどうなっているのだろうか。墓地台帳には経営者の住所が記載されており、それをもとに表7を作成した。経営主体の所在地は、墓地と同じ町・字、墓地と同じ行政区、横浜市内の別の行政区、神奈川県内の別の市町村、神奈川県外の5つに分類した。表7からは、経営主体と墓地が同一町・字に位置するものが最も多く、全体の約6割を占めていることがわかる。このタイプでは、墓地と寺院が隣接している場合や、寺院境内に墓地がある場合が多い。次いで、経営主体が横浜市内の別の区に位置するものが約3割を占める。

新・旧市域区別<sup>35)</sup>では、旧市域区のほうが経営主体同一町字のもの割合が新市域区より若干大きく、新市域区では経営主体が横浜市内の別の区に所在するものの率が旧市域区より高い。総じて見れば、宗教法人が隣接地に墓地を新設する例が多いが、新市域区では、市内の離れた場所(別の区)にある宗教法人が墓地を開発する割合が相対的に高いと言える。

### 3. 墓地開発以前の土地利用

次に、どのような場所を墓地に改変したのか、墓地開発以前の土地利用を検討する。従来の土地利用は、昭和30年代の横浜市3,000分の1地形図<sup>36)</sup>を用いて調査する。墓地開発から平均して約40年前の地形図であるため、直前の土地利用ではない可能性もあるが、おおよその傾向はつかめると考える。

表8 新旧市域別・旧土地利用別の新設墓地数

旧土地利用	旧市域		新市域		合計	
	墓地数	(%)	墓地数	(%)	墓地数	(%)
樹林地	14	(45)	31	(40)	45	(42)
田	3	(10)	17	(22)	20	(19)
畑	2	(6)	18	(23)	20	(19)
荒地	3	(10)	8	(10)	11	(10)
宅地	9	(29)	0	(0)	9	(8)
桑畑	0	(0)	1	(1)	1	(1)
不明	0	(0)	2	(3)	2	(2)
合計	31	(100)	77	(100)	108	(100)

調査結果は表8のとおりである(地形図がないため判別ができなかった墓地は「不明」に数えた)。新設墓地の4割以上がかつて樹林地であった。田・畑であったものはそれぞれ2割弱である。

新・旧市域別に見ると、旧市域では樹林地が半分弱とやはり多いが、次いで宅地が約3割を占めていることが目をひく。田・畑の割合は逆に低い。新市域では樹林地が4割、田・畑はそれぞれ2割強で、市域全体と類似の傾向を示す。旧市域で目立った宅地からの転用は1件もない。

以上のことから、樹林地、次いで田・畑が墓地になるケースが大部分であるが、旧市域では宅地の跡地が墓地に利用される場合も少なくないことがわかる。

## V. 墓地内部の空間構成

### 1. 墓地内部の設備に関する法的規制

本章では分析のスケールを個々の墓地に移し、墓地内部の空間構成について考察する。墓地内部に設置すべき設備についても、条例等で構造設備基準が細かく規定されている。以下、その内容の変遷をたどっておく。

Ⅱ章でも触れた緑地については、1978年基準では、「およそ30%程度」の緑地部分を確保することが求められていたが、1995年基準では「30%以上」と改められた。2003年施行の旧条例第9条「墓地の構造設備基準」では、市街化調整区域に10,000m<sup>2</sup>以上の墓地を設置する場合の緑地の割合が35%以上(既存緑地50%以上の時は40%以上)と上乘せされた。2011年施行の新条例第10条では、市街化区域に墓地を設置する場合や、市街化調整区域に10,000m<sup>2</sup>未満の墓地を設置する場合も、既存緑地50%以上の時は緑地率35%以上と、緑化の推進が図られている。

駐車場については、1978年基準では、ただ「駐車場を確保すること」とされたが、1995年基準では、墳墓の数の5%以上の自動車を収容できる駐車場を確保することとなった。旧条例・新条例でも、同じ割合の駐車場を設けることが求められている。その他、旧条例・新条例では、管理事務所、給水設備、ごみ集積設備、便所を設けることも新たに定められた。2003年基準では、「墳墓区域、緑地、駐車場、管理事務所、給水設備、ごみ集積設備及び便所は、公道等で分断されていない墓地区域内に設置すること」とされ、駐車場などを墳墓区域から離れた場所に設置することができなくなった。2011年基準も同文である。これらは、墓地の空間構成に大きな影響を及ぼすことが予想される。

さらに、通路に関する規定は、1956年細則で幅員1メートル以上とされ(第4条)、旧条例も同じであったが、2011年施行の新条例では1.2m以上あるいは1.8m以上(主要な通路)と拡大された。車椅子使用者のためにスロープを備えることも追加された(新規則第11条)<sup>37)</sup>。これもまた、墓地の空間構成に影響を与えると考えられる。

以上のように、墓地内部の設備については、緑化の推進や利用者の利便性を考慮して、墳墓以外の設備に関する法的規制が次第に強化されている。

### 2. 墓地内部の面積構成

次に、墓地内部の面積構成が実際にはどのようなになっているか、条例等の施行により変化が見られるのか、墓地台帳を用いて分析する。墓地台帳には墳墓・緑地・「その他」の用途別に面積の記載があり、これを利用する。条例等で規定される駐車場、管理事務所、通路などは、「その他」の面積に含まれている<sup>38)</sup>。用途別面積が未記載または不完全な墓地や、一部用途面積のデータがゼロになっている墓地、台帳の数値が誤りと思われる墓地は集計から除外したので、分析対象は101墓地である。

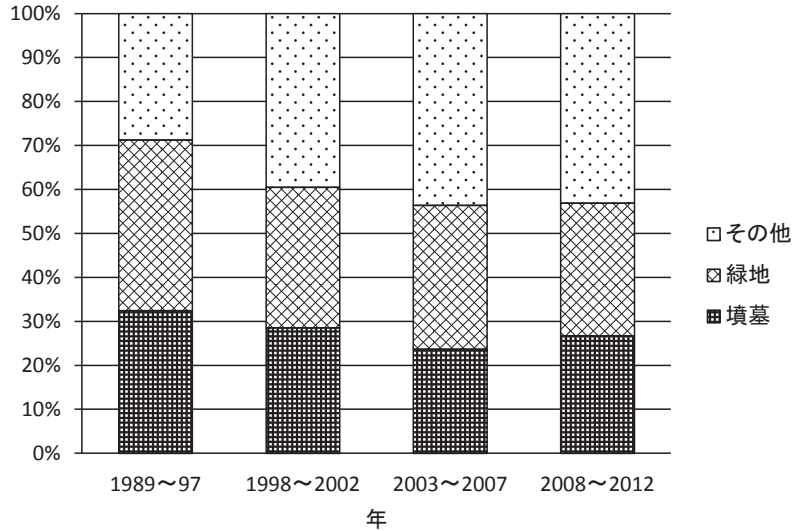


図6 用途別面積割合の推移

図6は、4つの設立時期に分けて、各墓地の用途別面積の割合を平均して表したものである。旧条例施行の2003年を基準に、対象時期を四分している。緑地は、上述した条例による規制の強化に反して、1997年以前は割合が高かったことがわかる。これは、敷地の4割以上あるいは5割以上の緑地を有する墓地がいくつかあり、平均値を押し上げているためと考えられる。1998年以降は30%強で、あまり変化が認められないが、逆に見れば、30%以上という条例等の基準が、緑地の割合維持に貢献していると言えよう<sup>39)</sup>。「その他」の面積は、1997年までは30%弱であったが、その後増加し、40%を超えている。旧条例で駐車場、管理事務所、便所などの設置が義務づけられたことや、新条例で通路の幅員が拡大されたことなどが、「その他」の割合の増加に影響していると考えられる。墓地の中心となる墳墓の面積は、1997年までは30%以上あったが、その後減少し、20%台半ばである。利益に直結する墳墓の面積は、経営主体にとっては広いほうが望ましいが、法的に必要な上記の構造設備基準を満たした後の土地が墳墓に利用できるため、「その他」の増加と反比例するように、墳墓の割合が減少していると見ることができる。

## VI. おわりに

以上、本稿では、墓地台帳を主な資料として、平成期における横浜市の民営墓地の立地や空間構成などについて検討してきた。明らかになったことを列挙すると、以下のとおりである。

1. 2000年代には、宗教法人墓地の増加が個人墓地の減少を上回り、全体として墓地数が微増している。
2. 2000～2003年は新設墓地数が多い。これは、要件の緩和や経営許可申請手続きの変更が関係していると考えられる。
3. 小規模な墓地が、ある程度コンスタントに新設されている一方で、スケールの大きな墓地は、10,000m<sup>2</sup>未満でより大規模なものの割合が増えている。



4. 新設墓地は内陸中央部への立地が多く、海岸部に少ない傾向がある。
5. 旧市域は小規模な墓地の新設が多いが、新市域では中規模、大規模な墓地の立地が多い。
6. 墓地と経営主体との位置関係では、宗教法人が隣接地に墓地を新設する例が多いが、新市域区では、市内の離れた場所(別の区)にある宗教法人が墓地を開発する割合が相対的に高い。
7. 墓地開発以前の土地利用は、樹林地、次いで田・畑であったケースが大部分であるが、旧市域では宅地の跡地が墓地に利用される場合も少なくない。
8. 墓地内部の空間構成については、緑地率30%以上という条例等の基準が、緑地の割合維持に貢献している。
9. 条例等の規定により、駐車場・管理事務所・便所・通路等を含む「その他」の面積の割合が増加し、その影響で逆に墳墓面積の割合が低下している。

本稿全体として、新設墓地の立地や空間構成には、条例等の法的規制が強く影響していることが指摘できる。各自治体の条例等は、相互に類似している点もあれば、異なっている点もある。2011年に墓地、埋葬等に関する法律が改正され、2012年4月に、従来、指定都市・中核市までだった墓地の経営許可権限等がすべての市に移譲されて<sup>40)</sup>、自治体間の差異も大きくなることが予想される。全国各地の墓地開発を検討するには、法的規制への目配りが必須であることを明記し、稿を終えたい。

〔付記〕

本稿は、近藤の駒澤大学文学部地理学科地域文化研究専攻2012年度卒業論文「横浜市における民営墓地の立地と空間構成」をもとに、小田が補足調査を行い、大幅な加筆修正をしたものである。

横浜市健康福祉局健康安全部生活衛生課ならびに環境施設課の方々には、資料請求や聞き取り調査にあたり、貴重な時間を割いていただいた。本稿には十分に活用できなかったが、厚くお礼を申し上げたい。

## 注

- 1) 八木康幸「村落墓地の規模について—淡路島を例として」(浮田典良編『日本の農山漁村とその変容』大明堂, 1989) 273-288頁など。
- 2) 稲田道彦「香川県詫間町の両墓制墓地の変貌過程」理論地理学ノート6, 1989, 59-66頁など。
- 3) 大平晃久「香川県三野町における墓制—近世における村落の変容とのかかわりから」人文地理48-6, 1996, 43-57頁。
- 4) 木庭元晴・濱上さおり「大阪市域の墓地分布とその特色」ジオグラフィカ・センリガオカ2, 1994, 107-120頁。他に、松浦紅子「地理学的視点から見た墓地の立地と変容」お茶の水地理31, 1990, 80頁があるが、要旨のみである。
- 5) 田中理恵子「沖縄コナベーション外縁部における墓制の変容—沖縄県読谷村波平地区を事例に」茨城地理3, 2002, 19-33頁。
- 6) 岡本啓介「那覇市識名霊園周辺における《墓地スプロール地域》の形成過程」立命館地理学25, 2013, 1-14頁。
- 7) たとえば、川添善行「首都圏における事業型墓地開発の実態とその対策」(土地総合研究所土地関係研究者育成支援事業／土地関係研究推進事業平成17年度報告書)(<http://www.lij.jp/info/sien/sien17/kawasoe.pdf>)。高橋俊也・渡辺菊真・布野修司「京都における墓地の立地と市街地の変遷に関する考察」日本建築学会計画系論文集619, 2007, 133-139頁。
- 8) ①小沢琢磨・斉藤久司・立花誠・辻泰三・原田陽一・牧野和敏「都市施設としての墓園」調査季報(横浜市)61, 1979, 63-71頁。②私市正利「市民に望まれる墓地の供給を目指して：横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」自治体法務NAVI 44, 2011, 20-29頁。議員NAVI 29, 2012, 34-43頁にも、同じ版面で同



じ文章が掲載されている。

- 9) 森 茂『日本の葬送・墓地：法と慣習』法律文化社，2013。ただし，1956年制定の「墓地，埋葬等に関する法律施行細則」などの細かい改正には触れず，最終改正の条文に基づいて記述している。
- 10) ①横浜市衛生局編『横浜市墓地問題研究会報告書』横浜市衛生局，1989，横浜市中央図書館所蔵。「平成21年度 第4回 横浜市墓地問題研究会議事録」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kankyoshisetu/bochimondai-kenkyukai/kenkyukai-gijiroku4.pdf>)にも所収。②横浜市衛生局編『横浜市墓地問題研究会報告書(資料編)』横浜市衛生局，1989，横浜市中央図書館所蔵。③横浜市墓地問題研究会「横浜市墓地問題研究会報告書」，2010(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kankyoshisetu/bochimondai-kenkyukai/bochiken-houkokusho.pdf>)。④横浜市墓地問題研究会「横浜市墓地問題研究会報告書参考資料」，2010([http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kankyo\\_shisetu/bochimondai-kenkyukai/bochiken-sankousiryuu.pdf](http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kankyo_shisetu/bochimondai-kenkyukai/bochiken-sankousiryuu.pdf))。
- 11) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(仮称)検討委員会『横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(仮称)検討委員会報告書』，2002(前掲注10)①「平成21年度 第4回 横浜市墓地問題研究会議事録」所収)。なお，第5回研究会議事録にも同じ資料が添付されている。
- 12) 「墓地，埋葬等に関する法律」の改正により，都道府県知事の権限が政令指定都市の長に移行した。
- 13) 2010年報告書では，前者のような「宗教法人が宗教活動の一環として経営する，いわゆる寺院墓地」を「檀家型墓地」，後者のような「宗教法人が公益事業として経営する墓地及び公益法人が経営する墓地等」を「事業型墓地」と呼んでいる。前掲注10)③12頁。
- 14) <http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0413-2.html>，  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei18/pdf/01.pdf>
- 15) 1956年の「墓地，埋葬等に関する法律施行細則」は次の資料による。横浜市報 号外47(昭和31年10月30日)，1956，1127-1131頁。その後の1984年改正分は，前掲注9)341-343頁(一部誤記あり)，前掲注10)②64-68頁，前掲注11)26-29頁。
- 16) 1978年の「横浜市墓地経営許可指導基準」は次の資料による。前掲注9)343-344頁(一部誤記あり)，前掲注10)②78-79頁。
- 17) 1995年ころにつくられた「審査基準」は，前掲注11)30-31頁による。
- 18) 2000年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(地方分権一括法)が施行され，墓地に関する指導監督が団体委任事務から地方公共団体の自治事務となって，墓地の経営許可等の事務がすべて横浜市へ移行されたことによる。旧条例は，横浜市報503(平成14年12月25日)，2002，1141-1144頁。旧規則は，横浜市報512(平成15年3月25日)，2003，333-348頁。旧条例・旧規則の2008年改正分は，前掲注9)344-349頁，349-352頁(一部誤記・省略あり)，前掲注10)④81-91頁，92-98頁(一部省略あり)に掲載。旧条例の2008年改正は第6条(墓地等の経営主体)部分であり，本文第IV章2節で触れる。「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例」(横浜市条例第46号)，横浜市報710(平成20年9月25日)，2008，13頁。一方，旧規則は2回改正され，2006年改正は第22条(委任)部分，2008年改正は第3条(墓地等の経営の許可等)部分である。いずれも，外部状況の変化に合わせた文言修正で，大きな改正ではない。「横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則」(横浜市規則第84号)第111条，横浜市報号外10(平成18年3月31日)，2006，38-126頁。「横浜市地域ケアプラザ条例施行規則等の一部を改正する規則」(横浜市規則第104号)第6条，横浜市報号外15(平成20年11月28日)，2008，4-9頁。
- 19) 旧規則，2003年基準，2003年要綱の改正，および2003年基準，2003年要綱，2011年基準，2011年要綱の条文については，次の資料による。「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則の全部改正等についての意見募集」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kankyoshisetu/minei-bochi/ikenbosyuu.html>)。「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則の全部改正等についての意見募集結果」(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kankyoshisetu/minei-bochi/ikenkekka.html>)。現行の新条例，新規則については，「横浜市例規集」([http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/reiki\\_menu.html](http://www.city.yokohama.jp/me/reiki/reiki_menu.html))参照。
- 20) 前掲注8)①64頁は，市営墓地4，民営墓地(推計)2751(宗教法人墓地494，個人墓地2178，財団法人等墓

地79), 総数2755(1977年8月現在)という横浜市衛生局の調査結果を掲載している。1977年と比べても, 宗教法人墓地の増加と, 個人墓地の減少がうかがえる。なお, 前掲注10) ②3頁, 20頁は, 宗教法人墓地396, 公益法人(財団法人等)墓地5, 個人墓地3,673, その他民営墓地3, 公営(市営)墓地4, 合計4,081という1988年の横浜市墓地実態調査の結果を掲載している。個人墓地以外は, 横浜市内の宗教法人や市内で墓地を営する法人等への郵送調査によるもので, 未回収の調査用紙もあり, 宗教法人墓地数は上記1977年のデータよりも少ない。一方, 調査対象外である個人墓地の数は『衛生行政業務報告』(墓地台帳における数)よりかなり多いが, 市役所での聞き取りによれば, 登記簿で「墓地」とされているものの数ということである。

- 21) 1978年基準では, 申請者の要件を「地方公共団体, 宗教法人, 公益法人であること」とする。1995年基準・旧条例・新条例もほぼ同様である。
- 22) 1989年と2012年は, 1年全体のデータが得られていないため図示していないが, 1989年の1月8日以降(平成元年分)の新設許可はなく, 2012年の6月までの許可数は1である。なお, 集計が暦年か年度かの違いを考慮しても, 『衛生行政報告例』などの数字と合わないが, 理由は不明である。
- 23) 1990年の横浜市仏教連合会講習会で, 横浜市公衆衛生課職員の講演「寺院に関する墓地諸問題」があった際に, 位置制限の距離と同意について質問が集中したという。「距離と同意についての解除, 削除を実現してほしい(中略)境内または寺域内への造成又は拡張については無条件で認めてほしい(中略)理由もなく, または宗教の違いで押印しない人がいる。そのために判をあつめる業者もでてきた」などという要望や意見が出されている。市仏連会報(横浜市仏教連合会)31, 1990, 3面。<http://yokohamabukkyo.sakura.ne.jp/kaiho/031.pdf>
- 24) 2002年条例検討委員会報告書は, 横浜市の墓地行政の現状と課題について述べるなかで, 「同意の規定が, 110メートル以内に居住する方に許諾権があるかのような誤解を生じさせ, 事業者又は行政とのあつれきを助長させることがあります」と問題点を指摘している。そして, 委員会として, 「住民同意の廃止」を提言している。前掲注11) 3頁, 9頁。このような対応の変化の背景には, 前掲注18) で述べた2000年4月の墓地行政の自治事務化や, 周辺住民は墓地の経営許可の取消しを求める原告適格を有さないという2000年3月の最高裁判所判決がある。石森久広「墓地経営許可に対する周辺住民の原告適格」(『重要判例解説 平成12年度』[ジュリスト臨時増刊, 通巻第1202号], 有斐閣, 2001) 32-33頁。
- 25) 前掲注10) ③30頁。
- 26) 2001年8月3日付朝日新聞夕刊は, 「土地の値下がりとともに, 東京の都心部で墓がじわりと増えている。不良債権を抱える金融機関が手放した担保物件や, 不況にあえぐ企業の遊休地が, お墓ビジネスとして生まれ変わっている」と述べている。また, 「てっとり早く遊休地を処理したい企業にとっては都合がいい。市街地は墓地不足で需要が高く, 供給がだぶつきはじめたマンションに比べて投資効果は悪くない」という開発業者の話を紹介している。ただし, 東京都でも2001年1月から「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」の改正条例が施行されており, その影響もあるであろう。[http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki\\_honbun/g1010893001.html](http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/g1010893001.html)
- 27) 『横浜市統計書』によれば, 南区・西区の人口密度は, 市内の行政区の中で第1位, 第2位である。
- 28) 『横浜市統計書』によれば, 1927年の第3次拡張までの市域(本稿の「旧市域」)面積は133.88km<sup>2</sup>, 2004年4月現在の総面積は434.98km<sup>2</sup>で, 「新市域」は差し引き301.10km<sup>2</sup>となる。新・旧市域別の特化係数は, この数字に基づいて計算した(その後, 2012年10月現在の市域面積は435.17km<sup>2</sup>である)。この新市域には, 合併による編入部分以外に, 埋立地編入による増加部分も含まれる。なお, 埋立地部分には新設墓地が存在しない。
- 29) 横浜市墓地問題研究会では, 道路などのインフラが整備されており, かつ住宅地に近接していない市街化調整区域に墓地が多く設置される傾向があること, 市街化調整区域の面積が広い区(戸塚, 旭, 泉, 緑, 青葉)には比較的墓地が多いことが述べられている。「平成21年度第6回横浜市墓地問題研究会議事録」資料2「第5回墓地問題研究会における委員からの質問に対する考え方」<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kankyoshetu/bochimon-dai-kenkyukai/kenkyukai-gijiroku6.pdf>

- 30) 墓地に関する国の基本的な法令である「墓地、埋葬等に関する法律」と「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」には、墓地の設置場所についての規定がなく、地方自治体の条例等で場所の条件が定められている。2000年の厚生省通知「墓地経営・管理の指針等について」は、墓地の設置場所について、「地域の実情に応じて学校、病院その他の公共施設、住宅、河川等との距離が一定程度以上あること等を求めることが考えられる」としているが、墓地の指導監督は、2000年以降、自治事務とされており、これは国からの技術的助言にとどまる。
- 31) 1956年細則以前に適用されていた神奈川県「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」（1948年制定）第2条でも、「鉄道、国道、県道その他主要な道路、河川に沿わないで学校、公園若しくは人家との距離110メートル（中略）以上を有し、飲料水に支障のない地に限る」とされていた。前掲注9）339頁。これらの規定の淵源は、1884年（明治17）の内務省達「墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準」にさかのぼる。同細目標準第二条に「墓地ヲ新設スルハ国道県道鉄道大川ニ沿ハス人家ヲ隔ツルコト凡ソ六拾間以上ニシテ土地高燥飲用水ニ障ナキ地ヲ撰ムヘシ」とある。「墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準」については、生活衛生法規研究会監修『逐条解説墓地、埋葬等に関する法律：新版第2版』第一法規、2012、257-258頁。
- 32) 2002年条例検討委員会報告書には「焼骨のみを埋蔵する墓地については適用していません」とあり、実際は、旧条例公布以前から実施されていたようである。前掲注11）3頁。
- 33) <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/guid/takuchi/tokeihou/chousei/2toku-boen.pdf>
- 34) 墓地は、「墓園」という名称で、都市計画法の「都市施設」の1つともされている。1959年に建設省通達「墓地計画標準について」が出され、「配置」に関しては7項目の基準があった。墓地計画標準は2000年段階で「廃止」の扱いになり、2001年に国土交通省から「都市計画運用指針」が出された（現在は2008年の第6版、2013年8月一部改正）。「墓園」の「配置」については、4項目の指針が示されている。従前の墓地計画標準と比べると、全体としては条件が緩和されている。ただし、これらは都市計画事業上の墓地についての指針であり、民営墓地とは直接関係しない。なお、都市施設としての墓地の位置づけについては、八木澤壯一・武田至・長江曜子・石井良次「墓地と火葬場における都市施設としての位置付けについて」学術講演梗概集E-1（日本建築学会）2006、2006、425-426頁がまとめている。墓地計画標準については、全日本墓園協会法令研究会編『墓地、埋葬等に関する法律：逐条解説』第一法規出版、1979、50-53頁参照。墓地計画標準の「廃止」については、横田睦『Q&A墓地・火葬場の管理と運営』三協法規出版、2012、7-8頁参照。現在の「都市計画運用指針」については、次のURL参照。<https://www.mlit.go.jp/common/001007722.pdf>
- 35) 埋立地を除いて、行政区が新市域・旧市域のいずれかに完全に含まれる場合はそれぞれ新市城区・旧市城区とし、行政区が新・旧両市域にまたがる場合は、墓地数の多いほうの市城区として設定した。具体的には、鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、港北区の9区を旧市城区、旭区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区の9区を新市城区とした。
- 36) この地形図は、1954年から1965年にかけて、空中写真測量により作成された。北部の青葉区と都筑部の一部以外はすべて地図化されている。現在、横浜市都市計画課がウェブ上で公開している。「横浜市三千分一地形図」（<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/kikaku/cityplan/gis/3000map.html>）。
- 37) その他、塀や樹木の垣による外部との区画や、排水施設の設置については、1956年細則以来、一貫している。塀や樹木の垣の規定は、墓地景観に影響を及ぼしていると考えられる。
- 38) 「平成21年度 第2回 横浜市墓地問題研究会議事録」資料4-2に記されている2003年（旧条例施行前）許可の事業型墓地の例では、「その他」の面積は45%で、内訳は、通路参道が20%、駐車場が9%、管理棟が2%、擁壁等が14%となっている。この資料は「第6回議事録」で差し替えられているが、別の表のデータ修正であり、上記の数字には変更がない。前掲注29)。
- 39) 2010年報告書は、2003年に旧条例が施行され、「緑地率を30%以上確保することが条件となったことから、総じて緑地率が増加」したと述べる。しかし、1995年基準ですでに30%以上の緑地を確保することが求められていたことは本文で述べたとおりであり、2002年条例検討委員会報告書でもそのように現状認識している。前掲注11）3頁。

- 40) 2011年8月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)による。ただし、実際には、地方自治法に基づいて、都道府県知事から市町村長に権限がすでに委任されている場合もある。生活衛生法規研究会監修『新版 逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律』第一法規、2007、41頁。

## Location and Spatial Constitution of Private Cemeteries in Yokohama City since 1989

KONDO Midori\* and ODA Masayasu\*\*

Geographical studies on modern cemeteries in Japanese cities and their surrounding areas are very few. Mainly based on the cemetery register, this paper examines the location and spatial constitution of private cemeteries established in Yokohama City since 1989. Findings obtained are as follows:

1. After the turn of the century, the increase in the number of graveyards managed by religious corporations has been more than the decrease in that of family burial plots, so that the total number of cemeteries in Yokohama City has risen slightly.
2. More cemeteries were set up from 2000 through 2003, probably due to the relaxation of requirements and the change in the application procedure for license to operate a cemetery.
3. While some small-scale cemeteries have consistently been established, the percentage of large-scale ones under 10,000m<sup>2</sup> has gradually increased.
4. More cemeteries have been located in the central part of the inland area, and less in the coastal area.
5. While the old city area has more small-scale cemeteries, the new city area has more medium/large-scale ones.
6. Concerning the positional relationship between the cemetery and its manager, the religious corporation is often situated in the neighborhood of the graveyard. In the new city area, however, the percentage of the manager located in other ward of the City is relatively higher than that in the old city area.
7. Although most of the land use before developing a cemetery was forests and secondly fields, quite a few building lots were utilized for cemeteries in the old city area.
8. As for the internal spatial constitution of each cemetery, the standard ratio of green space prescribed in the local regulations has contributed to conservation of green areas.
9. Owing to the rules in the regulations, the percentage of the land use other than green space and grave zone has increased, including parking lot, administrative office, rest room, passage and so on. As a result the proportion of grave zone has decreased.

As a whole it can be pointed out that legal regulations have had a large impact on the location and spatial constitution of the newly established cemeteries.

Keywords: private cemetery, distribution, location, cemetery register, local regulation, Yokohama City

---

\* former student in the Department of Geography, Komazawa University

\*\* Professor in the Department of Geography, Komazawa University